

半田市スポーツ推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 半田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）は、半田市スポーツ推進計画に基づき、市民が運動・スポーツ活動により快適に親しむことができるまちづくりを目指して、スポーツ推進に関する事項について調査審議し、建議するために設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 総合型地域スポーツクラブ関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選による。

3 会長は審議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故あるときはこれに代わる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会が必要と認めたときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開を原則とする。ただし、会長の判断により一部を非公開とすることができる。

(謝金)

第7条 市長は、予算の範囲内において、委員に謝金を支給することができる。

第8条 審議会の事務局は、教育委員会事務局教育部スポーツ課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。